

平成26年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月20日(採決)

平成26年 第1回 定例会 会議録

日時 平成26年3月20日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	城戸 清壽
教育長	郡嶋 正弘	総務課長	大塚 哲雄
財政課長	村嶋 茂則	会計課長	藤 佳光
まちづくり課長	松田 秀幹	税務課長	吉村 英治
住民課長	城戸 安行	健康課長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	宮石 満	産業観光課長	三明 祐治
都市整備課長	藤 博文	上下水道課長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局長	清原 眞也	主事	高濱 守央
----	-------	----	-------

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様へ配付しております採決、議事日程最終ページの注意事項を熟読されまして、御協力いただきますようお願いいたします。

本日の日程に入ります前に、3月10日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、字句等の訂正を行っております。御協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

日程に従い、議事を進めます。

日程第1、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）「平成25年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第1号

専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）「平成25年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）について」

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）を専決処分したの、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求められたものです。

補正内容は、既定の額に歳入歳出それぞれ2,827万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億9,765万2,000円とするものです。

歳入につきましては、地方交付税において、普通交付税2,827万9,000円を追加補正するものです。

歳出につきましては、退職手当組合負担金及び共済費 2,411万2,000円の人件費の増額が主なもので、その他、議会費において、議会中継システム等リース料（ひと月分）51万5,000円の増額。

民生費において、障害者更正医療給付 245万4,000円の増額。

諸支出金において、退職手当組合負担金の増に伴う国民健康保険特別会計繰出金 75万5,000円及び後期高齢者医療特別会計繰出金 44万3,000円をそれぞれ増額するものです。

繰越明許費は、中町津波線整備事業 4,600万円、津波黒地区水路改修事業 5,000万円とするものです。

債務負担行為は、税務賦課事業費 228万2,000円を追加するものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。以上。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第1号は、委員長の報告のとおり承認されました。

日程第2、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）「平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第2号

専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）「平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について」

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものです。

補正内容は、既定の額に歳入歳出それぞれ75万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億2,669万8,000円とするもので、退職手当組合負担金の増に伴う人件費の補正であります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。以上。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第2号は、委員長の報告のとおり承認されました。

日程第3、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）「平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第3号

専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）「平

成 2 5 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について」

本議案は、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、平成 2 5 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものです。

補正内容は、既定の額に歳入歳出それぞれ 4 4 万 3 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 5 , 8 9 8 万 6 , 0 0 0 円とするもので、退職手当組合負担金の増に伴う人件費の増額であります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。以上。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 3 号は、委員長の報告のとおり承認されました。

日程第 4、議案第 4 号、専決処分の承認を求めることについて（専決第 4 号）「平成 2 5 年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第 4 号

専決処分の承認を求めることについて（専決第 4 号）「平成 2 5 年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予

算（第3号）について」

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものです。

補正内容は、既定の額に歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,889万9,000円とするもので、退職手当組合負担金の増に伴う人件費の補正であります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。以上。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第4号は、委員長の報告のとおり承認されました。

日程第5、議案第5号、専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）「平成25年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も、予算当委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第5号

専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）「平成25年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について」

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものです。

補正内容は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の既定の額に収益的支出100万4,000円を追加し、収益的支出の予定額を5億648万5,000円とするものです。

収益的支出の主なものは、退職手当組合負担金100万4,000円の追加であります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。以上。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり承認されました。

日程第6、議案第7号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長（松田國守君） 報告をいたします。

議案第7号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、近傍自治体との均衡を考慮し、代表監査委員の報酬を適正な額に改定



するため、本条例の一部改正について、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、代表監査委員の報酬について、住民監査請求への対応はもとより監査の一層の充実を期し、近傍自治体との均衡を考慮した上で、職務によりふさわしい報酬額とするため、本条例中別表第1監査委員の部、代表監査委員の項中「340,000円」を「400,000円」に改めるものです。

なお、この条例は平成26年4月1日から施行されます。

審査の中で、監査委員の仕事は大変であるため、糟屋地区内で年報酬を50万円に改定する町が存在するのであれば本町も同額というのは難しいですか、という意見が出され、執行部より、「当該町は、近年、住民監査請求が特に多く、現行の金額では次の監査委員の受け手がないという非常に苦しい状況の中で50万円に改定された」とのことで、糟屋地区町長会の協議で、当該町を除いて40万円にまとまったとのことです。本町の現監査委員については、現行報酬でお受けいただいているが、現行報酬額は13年も改定しないままであったため、今回40万円にしたとのことです。

また、報酬としては、月額報酬のほうがふさわしいのではないかとの意見が出され、報酬の改定については今後も町長会で慎重に協議していきたいとの説明がありました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第8号、篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正

する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第8号

篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する  
条例の制定について

本議案は、平成25年11月15日の閣議決定及び同日付、副大臣による地方公務員給与改定の要請に伴い、国に準じた措置を講じる必要が生じたため、本条例の一部改正について議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容の一つ目は、成績優良者を除く55歳以上の職員の昇給を停止するものです。

二つ目の改正の内容としては、平成18年の給与構造改革における経過措置額、いわゆる「現給保障」を廃止するものです。

なお、この条例は、平成26年4月1日から施行されます。

審査の中で「『成績優良者を除く55歳以上の職員の昇給を停止する』について、55歳以上すべての昇給をストップするというならまだわかるが、勤務成績が極めて良好な場合とか、特に良好である場合に限りとか、成績優良者を何割まで認めるといようなきめ細かな規則があるのか」、また「特にとか、極めてとか、文言としていかがなものか、あっていいのか」の質疑に対し、執行部より、詳細については細かく決めていないが、職員の勤務評定等を行ってきているので、これに準じた形で考えている。皆さんの理解が得られるような形で評価した上で、明らかにできるようなシステムづくりをしないといけない。また、国が定めた副大臣通達は、55歳の打ちどめを何らかの形で外すような規定をつくり、職員にとって仕事に対する意欲が継続的に発揮できるかなという意味での表現であろうから、この項目を削るべきではないし、国に準じた形でありたいとの説明がありました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第9号、篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第9号

篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、軽自動車税の減免措置の拡大を図るため、本条例の一部改正について、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、18歳未満の者に限定した身体障害者の軽自動車税減免基準について、年齢制限の規定を削除することにより、すべての年齢の身体障害者に減免を適用するよう改めるものです。

なお、この条例は平成26年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第10号、篠栗町社会教育委員設置条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第10号

篠栗町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定  
について

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）により、社会教育法の一部が改正されたことに伴い、社会教育委員の委嘱の基準を定めるため、本条例の一部改正について、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、本条例の第3条見出し中「定数」を「委嘱の基準等」に改め、委員の委嘱の基準について、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者と定めるものです。

審査の中で、委員の定数について質疑がありましたが、定数は10人で、同条第2項に規定されております。

なお、この条例は平成26年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第11号、篠栗町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第11号

篠栗町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、消費税法及び地方税法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部改正について、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容としまして、昭和47年に厚生省から千葉県の疑義の照会に対し、「市町村が処理していない一般廃棄物の処理手数料を条例で定めることはできない」との回答があったことを受け、福岡県が該当する市町村事務組合に対して是正を求めていることから、本町が実施している事務ではない「し尿くみとり料金」を条例で定めることは適当でないため、本条例別表中「し尿」の項を削り、同表備考中「消費税相当額」を「消費税等相当額」に改めるものです。

また、執行部としても、今後のし尿くみとりの料金改定は、糟屋地区内の各市町と連携をとって適正な料金設定に対処していく考えとの説明がありました。

なお、この条例は平成26年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、荒牧議員。

○12番（荒牧泰範君） 申しわけない、備考欄の消費税等の説明をお願いします。

○議長（今泉正敏君） 11番、後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） 消費税等の「等」は、消費税法及び地方税法ととらえておりますが、よろしいでしょうか。

○議長（今泉正敏君） よろしいですか。

12番、荒牧議員。

○12番（荒牧泰範君） 地方税法で課せられる分というのはどんなのがあるのか、ちょっと教えてもらえます、住民の方の生活にかかわる問題。

○議長（今泉正敏君） 議員、今のは範囲のことですか。

委員長、わかりますか。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） これは質問もございませんので、調べておりません。

○議長（今泉正敏君） 課長、説明できますか。

福祉環境課長。

○福祉環境課長（安河内正邦君） 消費税は、国の消費税と地方消費税と分かれておりますので、そういう意味で、今回、「等」というふうな表現に変えさせていただいております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 委員はよろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第12号、篠栗町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第12号

篠栗町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年

法律第110号)が平成25年12月13日に公布され、同日から施行されたことに伴い、手当額引き上げによる消防団員の処遇改善を図るため、本条例の一部改正について、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、消防団員の出動手当等の支給額について、本条例中別表第2中、現行の1回につき「2,800円」を「3,000円」に改めるものです。

なお、この条例は平成26年4月1日から施行されます。

審査の中で、出動手当の増額よりも、分団ごとに一定の補助金を出すほうがよいのではないかとの質疑に対し、執行部からは、今回は糟屋地区内で出動手当額を一律3,000円に引き上げて、消防団員の処遇改善を図ったが、今後の全体の処遇体系の見直しについては、消防団とともに団員の確保も含め協議していきたいとの説明がありました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上。

○議長(今泉正敏君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(今泉正敏君) 全員賛成と認めます。

よって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第13号、篠栗町中山間ふるさと・水と土保全対策基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長(松田國守君) 報告いたします。

議案第13号

篠栗町中山間ふるさと・水と土保全対策基金条例を廃止す



る条例の制定について

本議案は、「篠栗町中山間ふるさと・水と土保全対策基金条例」を廃止するため、議会の議決を求められたものです。

本条例は、平成7年に、中山間地域における土地改良施設の機能を適正に発揮させるための集落共同活動の強化に対する支援事業を行う財源を確保するために制定された「篠栗町中山間ふるさと・水と土保全対策基金条例」を、財政状況を初めとする社会情勢の変化が生じたことにより、柔軟な基金の運用を可能にするため、廃止するものです。

なお、この条例は平成26年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第14号、篠栗町国際パートナーシップ推進基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案も総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第14号

篠栗町国際パートナーシップ推進基金条例を廃止する条例  
の制定について

本議案は、「篠栗町国際パートナーシップ推進基金条例」を廃止するため、議会



の議決を求められたものです。

本条例は、平成14年に、国際社会との対等なパートナーシップを築くとともに、ボランティア活動に対する支援を行うことにより、町民のボランティア意識の高揚及び活動の推進を図る財源を確保するために制定された「篠栗町国際パートナーシップ推進基金条例」を、財政状況を初めとする社会情勢の変化が生じたことにより、柔軟な基金の運用を可能にするため、廃止するものです。

なお、この条例は平成26年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第15号、篠栗町福祉事業基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第15号

篠栗町福祉事業基金条例を廃止する条例の制定について

本議案は、「篠栗町福祉事業基金条例」を廃止するため、議会の議決を求められたものであります。

本条例は、平成20年に本町の福祉事業の財源に充てるために制定された「篠栗町福祉事業基金条例」を当該基金の目的を達成したため、廃止するものです。

なお、この条例は平成26年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○12番（荒牧泰範君） 質疑というよりもお願いで発言を求めたいんですが。

○議長（今泉正敏君） 12番、荒牧議員。

○12番（荒牧泰範君） 議案書に残りますんで、施行日を一緒に発言していただいたほうがよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（今泉正敏君） 施行日は今、入ってなかったですか。

○12番（荒牧泰範君） 前議案も。

○議長（今泉正敏君） 委員長報告に条例施行日、読み上げてないですかね。

○総務建設委員長（松田國守君） 読み上げておりません。

○議長（今泉正敏君） 入ってないですかね。

○総務建設委員長（松田國守君） 後刻記載するようにしていただいたらどうですか。

○議長（今泉正敏君） 今、指摘がありましたので、これまでの分を逆上って施行日を入れたいと思います。それでよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） じゃあ皆さん、御了解いただきたいと思います。あとでその分は委員長報告に追加させたいと思います。

別に質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第16号、篠栗町緑のトラスト基金条例を廃止する条例の制定

についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
松田委員長。

○総務建設委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第16号

篠栗町緑のトラスト基金条例を廃止する条例の制定について

本議案は、「篠栗町緑のトラスト基金条例」を廃止するため、議会の議決を求められたものです。

本条例は、平成10年に、本町及び本町に関連のある集水域で、市町村の良好な自然環境の保全及び水源の確保並びに山林の荒廃防止事業を行う財源を確保するために制定された「篠栗町緑のトラスト基金条例」を、財政状況を初めとする社会情勢の変化が生じたことにより、柔軟な基金の運用を可能にするため、廃止するものです。

なお、この条例は平成26年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

なお、この条例は平成26年4月1日から施行されます。

以上。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第17号、篠栗町鳴瀬ダム周辺施設管理基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第 17 号

篠栗町鳴渕ダム周辺施設管理基金条例を廃止する条例の制定について

本議案は、「篠栗町鳴渕ダム周辺施設管理基金条例」を廃止するため、議会の議決を求められたものです。

本条例は、平成 10 年に、鳴渕ダム周辺の公園等施設の整備及び維持管理の財源を確保するため制定された「篠栗町鳴渕ダム周辺施設管理基金条例」を、公共施設等整備基金に統合することにより、柔軟な基金の運用を可能にするため、廃止するものです。

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 17 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 17、議案第 18 号、平成 25 年度篠栗町一般会計補正予算（第 5 号）についてを議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第 18 号

平成25年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）について

本議案は、規定の予算総額に歳入歳出それぞれ8,105万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ98億7,871万円とするものです。

歳入の主なものにつきましては、

分担金及び負担金のうち児童福祉費負担金1,891万4,000円の減額、

国庫支出金のうち児童福祉費負担金3,309万4,000円の減額、

地域の元気臨時交付金2,079万2,000円の増額、

県支出金のうち児童福祉費負担金1,167万8,000円の減額、

母子健康推進補助金1,195万6,000円の減額、

財産収入のうち土地売却収入3,000万円の減額、

繰入金のうち基金繰入金1億6,140万円の増額、

地方交付税のうち普通交付税893万3,000円を増額補正するものです。

歳出の主なものにつきましては、

総務費において、基金積立金2億6,496万円の増額、

民生費において、老人福祉費1,094万7,000円の減額、

介護保険対策費1,303万7,000円の減額、

児童運営費3,735万円の減額、

児童福祉振興費2,216万の減額、

児童福祉施設費1,190万6,000円の減額、

衛生費において、予防費1,700万円の減額、

じん芥処理費1,791万8,000円の減額、

諸支出金において、繰出金1,813万6,000円を減額するものです。

以上の補正に加え、歳出は事業費の確定、入札残、経費節減等の執行残による減額、歳入もそれに伴う財源更正が、主な補正であります。

繰越明許費は、地域子育て活動支援事業580万2,000円を追加するものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第19号、平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第19号

平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,994万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ32億5,664万とするものです。

補正内容は、歳入予算においては、国民健康保険税及び国庫支出金等の歳入確定に伴うもの、歳出予算においては、保険給付費5,806万7,000円の増額及び共同事業拠出金2,268万4,000円の減額が主なものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査がなされていますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。以上。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第20号、平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第20号

平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1,896万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,002万5,000円とするものです。

補正内容は、後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金の歳入確定に伴い、歳出予算において、後期高齢者医療広域連合納付金1,896万1,000円を減額したのが主なものでございます。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査がなされていますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。



よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第21号、平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第21号

平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

本議案は、既定の歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ915万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億6,974万円とするものです。

歳出の主なものにつきましては、

流域下水道維持管理負担金300万円の減額、

流域下水道建設負担金569万8,000円の減額、

消費税121万9,000円を増額補正するものです。

歳入の主なものにつきましては、

下水道事業基金繰入金1億1,390万3,000円の増額、

下水道使用料1億1,823万2,000円の減額、

一般会計繰入金983万3,000円の減額、

下水道事業債460万円を減額補正するものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査がなされていますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。



本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第22号、平成26年度篠栗町一般会計予算についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長（松田國守君） 報告いたします。

#### 議案第22号

##### 平成26年度篠栗町一般会計予算について

本議案は、平成26年度一般会計当初予算であり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億9,950万1,000円とするものです。

前年度当初予算に対する3億2,133万5,000円の増額の主な要因は、消費税アップ分と消費税率引き上げに伴い新設された臨時福祉給付事業費及び子育て世帯臨時特例給付事業費に伴うものです。

本年度の主な事業として、

議会費においては、議会中継システム等に係る予算を計上しています。

総務費においては、前年度派遣に切りかえた臨時職員及び一部嘱託職員の雇用を包括委託として計上し、新規に町施設全体の長寿命化計画策定に伴う予算、個人番号制度導入に伴うシステム変更に係る予算及び議会運営の電子化に伴う予算を計上しています。

民生費においては、新規に臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の予算及び待機児童解消対策や学童保育の時間延長等の予算を計上しています。

衛生費においては、予防接種事業・健診事業の充実を図るための予算を計上しています。

農林水産業費の農業分野においては、新規に粕屋農業協同組合の育苗センター施設整備に係る予算及び立石池改修事業に係る予算を計上、林業分野においては、森林経営計画に伴う間伐事業に係る予算及び蛇谷線林道改良工事に伴う予算を計上、また、新規に26年度本町で開催する林業振興研修大会の予算を計上しています。

商工費においては、新規に桐ノ木谷公衆トイレの設置に伴う予算を計上し、土木費においては、乙犬尾仲水路水害対策事業費を予算計上しています。

教育費においては、学校教育分野において、各中学校の教室の木質化事業に伴う予算並びに萩尾分校の太陽光蓄電システム設置工事及び勢門小学校外壁等改修工事等の事業が予算化されています。また、社会教育分野においては、クリエイト篠栗の空調機器の改修に伴う予算及び歴史民俗資料室の外壁等改修工事、社会体育館の太陽光蓄電システム設置工事に伴う予算が計上されています。その他教育関係の予算として、各小中学校の特別支援員の増員に伴う予算を人材派遣委託料で計上しています。

歳出では、

議会費	1億670万円
総務管理費、徴税费などの総務費	12億1,302万円
社会福祉費、児童福祉費などの民生費	29億5,152万9,000円
衛生費	11億6,701万5,000円
農林水産業費	2億4,852万8,000円
商工費	9,288万4,000円
道路橋梁費、河川費などの土木費	3億5,210万6,000円
消防費	3億8,246万8,000円
教育費	8億8,830万円
災害復旧費	750万円
公債費	12億360万7,000円
繰入金、公営企業費などの諸支出金	5億6,531万4,000円
予備費	2,000万円

であります。

歳入では、

町税	29億5,863万3,000円
地方交付税	24億4,505万7,000円
国庫支出金	10億1,265万9,000円
県支出金	6億8,427万2,000円
繰入金	5億円
町債	5億3,790万円

などが主なものであります。

継続費につきましては、平成26年度から平成27年度までの地域福祉計画及び活動計画策定事業の実施において、平成26年度に200万円、平成27年度に1

50万円、総額350万円とするものです。

地方債の限度額は、臨時財政対策債を4億3,000万円、一般会計出資債を560万円、防災対策事業債を5,000万円、学校教育施設等整備債を5,230万円とするものです。

また、一時借入金の借り入れの最高額は10億円となっております。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。  
以上。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第23号、平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第23号

平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について

本議案は、平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ32億2,159万6,000円とするものです。

歳出の主なものは、

保険給付費	21億7,686万7,000円
後期高齢者支援金等	3億9,373万1,000円

介護納付金	1億6,294万1,000円
共同事業拠出金	3億9,879万4,000円

などであります。

歳入の主なものは、

国民健康保険税	5億6,132万4,000円
国・県支出金	12億890万3,000円
療養給付費交付金	1億8,188万5,000円
前期高齢者交付金	6億3,470万3,000円
共同事業交付金	4億1,777万円
繰入金	2億1,149万9,000円

などであります。

また、一時繰入金の最高額は、5億円となっております。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。以上。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第23、議案第24号、平成26年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長（松田國守君） 報告いたします。

## 議案第 24 号

### 平成 26 年度後期高齢者医療特別会計予算について

本議案は、平成 26 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 6,234 万 5,000 円とするものです。

歳出の主なものは、総務費、2,126 万円、後期高齢者医療広域連合納付金 3 億 3,995 万 5,000 円などであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料 2 億 7,063 万 9,000 円、繰入金 9,169 万 8,000 円などあります。

また、一時借入金の最高額は、1 億円となっております。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。以上。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 24 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 24、議案第 25 号、平成 26 年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長（松田國守君） 報告いたします。

## 議案第 25 号

### 平成 26 年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算 について

本会計は、平成26年度より地方公営企業法及び改正後の会計基準を適用して財務諸表等を作成しています。

本議案は、平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を第2条に定める業務の予定量に則して収支の予定額を定めるものです。

第3条において、収益的収入の予定額8億2,809万8,000円に対し、支出の予定額は8億570万5,000円となり、2,239万3,000円の黒字予算とするものです。

収益的支出の主なものは、流域下水道維持管理負担金2億5,965万5,000円、支払利息1億4,901万5,000円などです。

収益的収入の主なものは、下水道使用料4億2,105万8,000円、他会計負担金1億5,148万3,000円が見込まれております。

次に、第4条において、資本的収入の予定額3億621万8,000円に対し、支出の予定額を4億82万8,000円とし、資本的支出額に対し不足する9,461万円は、損益勘定留保資金等で補填するものです。

資本的支出の主なものは、流域下水道建設負担金3,436万1,000円、企業債償還金3億5,643万8,000円などです。

資本的収入の主なものは、企業債2億1,480万円、他会計負担金9,081万5,000円です。

次に、第5条において、当該事業年度に属する未収金4,093万7,000円で、未払金7,351万3,000円は特例により整理するものです。

次に、第6条において、企業債の限度額は2億1,480万円とするものです。

次に、第7条において、一時借入金の限度額を1億円と定めるものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。以上。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第25、議案第26号、平成26年度篠栗町水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長（松田國守君） 報告いたします。

#### 議案第26号

##### 平成26年度篠栗町水道事業会計予算について

本会計は、平成26年度より改正後の地方公営企業会計基準を適用して財務諸表等を作成しています。

本議案は、平成26年度篠栗町水道事業会計予算を第2条に定める業務の予定量に即して収支の予定額を定めるものです。

第3条において、収益的収入の予定額4億8,500万7,000円に対し、支出の予定額は5億2,143万1,000円となり、3,642万4,000円の赤字予算とするものです。

収益的支出の主なものは、水道施設運転維持管理等包括業務委託で、浄水場運転管理などの委託料3,328万6,000円、薬品費388万2,000円、メーター取替業務285万8,000円、合計4,002万6,000円を民間に委託するもの及び福岡地区水道企業団受水費1億8,191万1,000円、企業債利息3,489万8,000円などです。

収益的収入の主なものは、水道使用料4億4,671万3,000円が見込まれております。

収益的支出額に対し不足する3,642万4,000円は、繰越利益剰余金で補填されるものです。

次に、第4条において、資本的支出の予定額を1億3,548万5,000円とし、その主なものは、千代田団地配水管更新工事などの工事請負費が3,801万2,000円、企業債元金償還金9,706万2,000円などです。

資本的収入の予定額は1,000円で、資本的支出額に対し不足する1億3,54



8万4,000円は、損益勘定留保資金等で補填するものです。

詳細については、予算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。  
以上。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論がございますので、まず反対討論のある方。

12番、荒牧泰範議員。

○12番（荒牧泰範君） 12番、荒牧でございます。

議案第26号への反対討論をいたします。

本予算案を収益的支出において、水道施設運転維持管理費が業務委託されることになっておりますが、職員による場合の人件費約1,500万円に対し、委託料は約2,500万円と1,000万円も増加し、得られる効果に対し適切な増額とは思えず、何よりも3万1,000人の命をつなぐ大切な水の管理を外部に委託した場合に、万が一の非常事態の折には、果たして、安全で安定的な水の供給ができるのか大きな不安を抱きます。ライフラインの確保は町みずからが行うべきと考えます。

以上の理由から本案に反対いたします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） 次に、賛成討論のある方。

7番、阿部寛治議員。

○7番（阿部寛治君） 7番、阿部でございます。

議案第26号、平成26年度篠栗町水道事業会計予算について賛成討論をいたします。

18日の予算特別委員会の担当課長の説明は、大きな方針転換にもかかわらず、やや理解しにくい内容でした。そこで、もう少し詳しく上下水道課長に確認いたしました。その結果、浄水場業務は、現在、常駐嘱託職員ともう一人は上下水道課職員が交代で当たっている。今回の包括業務委託は3月末で浄水場の職員が退職でいなくなるので、常駐職員2名雇用するか委託にするか判断を迫られる中で、4月1日からすぐ安全に通常の運転管理ができるようにしなければならないことから、委



託に踏み切った。

水道技術管理者等の有資格者であって、かつ運転管理経験のあるすぐに使える人材を確保することが必要であり、このため計上している金額で、必要であったという、そういう説明を受けました。

担当課ではこのような人材をすぐに派遣できる業者を選考するために詳細な仕様書を作成し、提案書に基づき業者を選定し、金額についても十分協議をしたとのことでありました。

18日の予算特別委員会で説明のありました浄水場運転維持管理費2,470万7,000円の内訳としては、約1,200万円の人件費、一般管理費、その他諸経費、消費税が含まれているとの追加説明も受けました。

今回の契約予定業者は、今日まで30年以上にわたる全国における水道施設の運転管理業務を受託し、現在、150件以上の契約実績を有しており、九州地区では新宮町2カ所ほか九州各県の浄水場の運営管理を受託しているとのことでした。

水道事業については、水の安心安全、そして安定供給が常に求められ、本町にとって重要な事業の一つであります。その源となる浄水場の運転維持管理につきましては、長年、職員が携わっておりましたが、浄水場勤務という特殊な職場であることから、職員に事故があった場合、すぐにほかの人材を当てるのは非常に困難であると思います。このような中で、職員の確保、技術のレベルの維持向上、技術の継承、危機管理体制の強化などを図るため民間活力を活用するのは、水道事業という企業運営上、有効なことだと考えます。

以上のことを考え、水道技術管理者等の有資格者を多数抱え、十分な受託実績がある業者に包括委託することは、運転管理、水質管理に関して安心安全を確保できるものと考えます。

ただ、私は、確認して初めてこのような内容であることがわかったわけでありませぬ。上下水道課長におかれては、こうした重要な方針転換については、まず所管委員会において方針を十分に説明し、疑問点を解明した後に当初予算に計上すべきであると考えます。今後は手順を省くことなく、時間を割いて丁寧に議会に対して説明されることを強く求めて、本議案の賛成討論といたします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） 次に、反対討論のある方。

次に、賛成討論のある方はございませんか。

ちょっとお待ちください。

今、ちょっと時間をいただきましたが、討論がお二方あって、人件費の数字がちょっと違ったでしょう。結果的にこれが討論として議会だよりに掲載したときに読まれた方が、どちらかの数字、いわゆる整合性というところで迷われると思いますので、今、局長と確認していたんですが。

町長、どうぞ。

○町長（三浦 正君） 荒牧議員がおっしゃった人件費は、役場の職員が当たったと仮定した場合の2人の人件費でございまして、阿部議員がおっしゃった人件費というのは、包括委託の中の委託業者が自分のところで管理している人件費1,200万円ということで、1,500万円と1,200万円の差が出たものと私はお聞きしたところでございますので、そういう理解を皆さんしていただければと思います。

○議長（今泉正敏君） 皆さん、今、説明はわかったと思いますので、この討論は、後、議事録に残すときに、その内容は少し協議して、もしかしたら数字を扱うか、ただいまお二方が述べられました内容に少しつけ加えさせることもあるかもしれませんが、その点、御了解いただきたいと思います。いわゆる説明が要る方もいますので、よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） その旨、よろしく御了解いただきたいと思います。

では、討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 賛成多数と認めます。

よって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第26、議案第27号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

議案の説明を安河内福祉環境課長に求めます。

○福祉環境課長（安河内正邦君） 福祉環境課長でございます。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第27号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

住 所 : 糟屋郡篠栗町大字篠栗 2 3 6 1 番地  
氏 名 : 松下真教  
生年月日 : 昭和 2 2 年 2 月 1 5 日

平成 2 6 年 3 月 1 8 日提出

篠 栗 町 長 三 浦 正

提案理由

人権擁護委員の藤 征弘氏が平成 2 6 年 6 月 3 0 日をもって任期満了退任となり、後任の候補者を推薦するため。

以上でございます。

裏面に履歴書を掲載しておりますので、御参照ください。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） ただいまの福祉環境課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 2 7 号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第 2 7、議案第 2 8 号、篠栗町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案の説明を佐伯学校教育課長に求めます。

○学校教育課長（佐伯和久君） 学校教育課長、佐伯でございます。

朗読いたします。

議案第 2 8 号

篠栗町教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関

する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を  
求める。

住 所 : 糟屋郡篠栗町大字篠栗4294番地1

氏 名 : 西 邦彰

生年月日 : 昭和30年3月19日

平成26年3月18日提出

篠栗町長 三浦 正

#### 提案理由

現委員の郡嶋正弘氏が平成26年3月31日をもって辞職されるので、残任  
期間の補充のため。

なお、履歴につきましては裏面に添付しております。御参照ください。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの学校教育課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案も人事案件でございますので、討論は省略したいと思いますが、これに御異  
議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第28、議案第29号、平成25年度篠栗町一般会計補正予算（第6号）に  
ついてを議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第29号

平成25年度篠栗町一般会計補正予算（第6号）について

本議案は、平成25年度篠栗町一般会計補正予算の歳入歳出について、財源更正、繰越明許費の追加並びに地方債の追加及び変更を行うものです。

歳入につきましては、総務債において循環型社会形成事業債90万円の増額、災害復旧債において公共土木施設復旧事業債810万円の増額、林道用施設復旧事業債40万円の増額、地方交付税のうち普通交付税940万円を減額するものです。

歳出につきましては、総務費のうち財産管理費、災害復旧費のうち林道施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧費、河川災害復旧費を一般財源から町債へ財源更正するものです。

繰越明許費は、乙犬中園・乙犬切通線整備事業1,500万円、一の瀧線整備事業8,000万円を追加するものです。

地方債補正では災害復旧事業債850万円を追加し、地域活性化事業債90万円を増額し、500万円に変更するものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。以上。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第29、発議第1号、篠栗町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

本案は、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

発議第1号について、本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第30、発議第2号、篠栗町議会反問に関する要綱の制定についてを議題といたします。

本案も、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

発議第2号について、本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第31、発議第3号、篠栗町議会実況放映及び動画配信に関する要綱の制定についてを議題といたします。

本案も、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

発議第3号について、本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第32、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務建設・文教厚生両委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、招集日に配付しておりました常任委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があれば受けたいと思います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則

第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました

ここで、郡嶋正弘教育長より発言を求められておりますので、許可いたします。郡嶋正弘氏どうぞ。

○教育長(郡嶋正弘君) 発言の機会をいただきましてありがとうございます。

退任の御挨拶をさせていただきます。

私は、平成18年12月2日から、篠栗町教育委員会教育長という大役を務めさせていただきました。この間、本当にお世話になりました。ここに在席いたしました7年と5カ月にわたる任期を振り返ってみますと、学校教育や社会教育に関する事など、皆様を初め多くの方の御指導と御協力を賜り、また優秀なスタッフに恵まれまして教育行政に当たることができたと思っております。

まず、学校教育に関しましては、この在職中に学校教育法の改正を初めとする一連の教育関係法の改正がありまして、新たに国の教育振興計画が作成された時期でもございました。このように社会の変化が大きい中にありましても、篠栗町の小・中学生は意欲的に学びながら、心身ともにたくましく育っていると感じたところでございます。明るく、元気で礼儀正しく素直に成長している子供と接するたびに勇気をもらうことができました。

また、本日お渡しいたしました公立高校の合格発表の結果を見ましても、篠栗中並びに北中とも合格率が約78%、大変すばらしい成果を残しました。ますます期待が膨らむところでございます。

一方、社会教育分野では、小学校区ごとの学校支援活動が定着をしてきました。これは平成19年度に始めました「学びあい支えあい地域活性化推進事業」が基盤となったことを大変うれしく思っています。今は校区ごとに子どもを対象とした地域挙げての行事や校区ごとの特色ある活動が行われております。このような地域コミュニティづくりにかかわることができてとてもうれしく思っています。そして、小学校の芝も多くの皆さんの御協力をいただきました。子どもたちが芝生の上で楽しそうに遊んでいるのを見ると大変うれしく思います。今後は、自分にできる地域での活動に挑戦をしていきたいと思っております。



終わりになりますが、篠栗町並びに町議会のますますの御発展を御祈念申し上げます。退任の挨拶とさせていただきます。

お世話になりました。

○議長（今泉正敏君） 以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） 平成26年第1回定例会の閉会に当たりまして御挨拶申し上げます。

長期間にわたる御審議、まことにありがとうございました。

篠栗町教育委員会委員の任命についてを初め条例の一部改正案6件、財政状況を初めとする社会情勢の変化等が生じたことにより、柔軟な運用を可能にするため一部の基金条例を廃止する条例の制定など5件、平成25年度補正予算の専決処分案、平成25年度補正予算、平成26年度当初予算等上程いたしました26議案すべてにつきまして同意・可決いただきましたことに感謝申し上げます。

また、18日に提出いたしました追加議案3議案につきましても同意・可決いただきましてありがとうございました。

討論の中でもありましたが、予算審査の際、議員の皆様が細部にわたってよくご理解いただいているという安易な考えから幾つかの課において緊張感に欠けた不十分な説明が見受けられました。大変申しわけございませんでした。今後は詳細な説明を的確に行うことができるようわかりやすい資料を準備の上、審査に臨みますので、よろしくお願いいたします。

水道事業における浄水場の業務委託につきましては、執行部といたしましては、町民の命を守る飲料水、生活用水の安全で安定的な提供業務において、これまでも増して水質管理と浄水場維持管理を徹底し、効率化する必要があるとの総合的な判断から、一定のコスト増を覚悟の上で委託に踏み切るものでございます。しかしながら、説明不足のため御理解いただけてないと思われる点が見受けられますので、今後とも説明する機会を設けたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

平成26年度施政方針でも述べましたが、議会における会議の電子化と教室の木質化事業は全国の注目を集めることは必至であります。篠栗町ここにあり、篠栗町議会ここにありとの思いで、互いに胸を張ってスタートできるよう万全の体制で取り組んでまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。



本定例会中、3月11日、東日本大震災から3年となりました。追悼式で天皇陛下から、「被災した人々の上には今もさまざまな苦労があることと察しています。この人々の健康が守られ、どうか希望を失うことなくこれからも過ごしていかれるよう、長きにわたって国民皆が心をつにして寄り添っていくことが大切と思います。そして、この大震災の記憶を決して忘れることなく子孫に伝え、防災に対する心がけをはぐくみ、安全な心を築いていくことを目指して進んでいくことを期待しています。被災地に一日も早く安らかな日々が戻ることを一同とともに願い、御霊への追悼の言葉といたします」とのお言葉をいただきました。心に響きました。

2万人近い犠牲者とその御遺族の皆様、今なお26万7,000人を超える人が避難・転居生活を強いられているという現実を忘れてはなりません。被災地だけではなく防災に対する心がけをはぐくみ、安全な国土を築いていくことを目指して進んでいくこと、国民皆が心をつにして寄り添っていくことが大切とお言葉をしっかりと心に刻み、自治体を預かる町としてこれからのしるべとしてまいります。

平成26年度当初予算については、平成25年度と比べ国の政策による扶助費関連の増額があった以外は、ほぼ同規模の予算であります。新規事業にも積極的に取り組むつつ、継続して推進すべき事業には予算を投入し、精いっぱい積極予算であります。

昨年も申し上げましたが、平成26年度におきましても、計画している取り組みその1つ1つがまさに篠栗町の個性の創造につながっていくと確信いたしております。ただいま成立いたしました平成26年度予算に基づく事業計画を早期に実現するため、各課とともにできるだけ仕事を前倒しして取り組むこととお約束いたします。

また、事業によっては更新時期に来ているクリエイト篠栗の空調設備等、額をこれから確定するものもあり、今後の議会において補正案を上程し、御審議いただく予定にしております。

今後とも節約すべきところは節約し、また執行に当たって見直すべきところは議会のチェックのもとに粛々と行政運営を行ってまいりたいと考えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

あわせて、今年度も国が新しい施策を具体化する補助金や交付金を前提とする取り組みにつきましては、行政としてしっかりとアンテナを張り、我が町に使えると判断した事業については積極的に取り組んでまいり所存でございます。その際は、さらなる御協議をお願いする機会もあるかと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

いたします。

さて、3月末で御退任されることになりました郡嶋教育長には、平成18年12月から7年4カ月の長きにわたり教育行政の発展に御尽力いただきまして、まことにありがとうございました。大変御苦勞さまでございました。

特に、先ほどお話にもありましたが、平成19年、文部科学省が住民の絆による安全で安心な地域づくりを目指すプロジェクトとして進めた「学びあい支えあい地域活性化推進事業」にいち早く手を挙げていただき、篠栗町での取り組みをスタートしていただきました。そして、この事業は、町の単独事業として発展し、その後の篠栗町独自の校区ごとの地域づくり活動へと大きく羽ばたくことになりました。この取り組み当初からその可能性を信じて陣頭指揮をとられ、こうして着実に実を結ぶことができたその功績はまことに大きなものでありました。今後も長くたたえられるものと確信しております。

若輩者の私を支えていただき、教育行政全般にわたる運営上の課題解決に向けて、あるいは議会との調整に関して御尽力いただきましたことをこの場をおかりいたしましてお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

定年退職されます藤会計課長、宮石栗の子園長のお二方、早期退職をされます松尾こども育成課長には長い間の行政職員としてのお務め、大変御苦勞さまでございました。行政という柱の一翼を担っていただき、課長職の重責を全うしていただきましたことをこの場をおかりいたしまして、私からも心から感謝申し上げます。

最後に、議会におかれましては、篠栗町の発展のために引き続き行政のチェック機関としての御尽力を賜るようお願い申し上げます。平成26年第1回定例会閉会の挨拶といたします。

長期間にわたる御審議、まことにありがとうございました。

○議長（今泉正敏君） それでは、本日の会議を閉じます。

これを持ちまして、平成26年第1回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時40分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法  
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

今泉 正敏

---

篠栗町議会議員

草場 謙次

---

篠栗町議会議員

阿部 寛治

---